

資料紹介

陸軍歩兵第二十九連隊資料「内務参考書綴」

附「若松衛戍勤務規則」

はじめに

若松市（現会津若松市）には、明治四一年（一九〇八）六月より昭和二〇年（一九四五）まで旧日本陸軍の歩兵連隊が置かれていた。若松市や地元有志は、明治二〇年代から陸軍の誘致運動を展開し、明治四〇年（一九〇七）に歩兵連隊の衛戍地（永久的に駐屯すると定められた場所）となることが決定した。翌明治四一年に仙台市より陸軍歩兵第六十五連隊が転営し、若松市に賑わいをもたらした。六十五連隊は、大正一四年（一九二五）の軍縮で廃止されたが、代わりに二十九連隊が仙台市より転営し、終戦まで存続している。六十五連隊も昭和一二年に再編され、こちらも終戦まで若松市を衛戍地とした。若松市を衛戍地とする連隊をまとめて、「若松連隊」と呼んだ。

若松市は連隊を受け入れるにあたり、必要な用地を一括で取得し、陸軍に献納している。兵舎は栄町（旧本一之丁）の家老田中土佐邸や築瀬三左衛門邸といった会津藩政時代の武家屋敷跡地に築かれ、若松城（鶴ヶ城）三の丸は練兵場に姿を変えた。郭内（外堀の内側）に広がっていた武家屋敷は、戊辰戦争の戦火によって焼失しており、特に城前に配置されていた家老屋敷は籠城戦の早い時期に焼けている。戊辰戦争終了後、郭内には裁判所などの公的施設や学校が築かれ、あるいは畑地等として利用されたが、目に見えた復興はみられなかった。このような経過もあり、若松市は若松連隊がもたらす効果に期待を寄せていたのである。

若松市を拠点に活動した若松連隊の軍人たちは、どのような生活を送っていたのだろうか。そして、彼らを迎え入れた若松市が期待した、地元産業や経済への影響は如何ほどであったのか。若松連隊の軍事行動が戦史資料や回想録などに詳しくまとめられている一方で、地域と若松連隊の関係は研究が進んでいないのが現状である。本稿ではこの問題感に基づき、資料を二点紹介したい。

一、「内務参考書綴」と「若松衛戍勤務規則」について

本稿で紹介する「内務参考書綴」は、陸軍歩兵第二十九連隊第六中隊に所属した渡部勉が昭和八年（一九三三）から同一〇年にかけて書き留めたものや連隊内で配布された資料が綴じられている。「若松衛戍勤務規則」は、連隊内で謄写・配布されたもので、表紙に部隊名と渡部の印が捺されている。資料は二点とも筆者が古書店で入手し、福島県立博物館に寄贈したものである。作成者の渡部勉は、「内務参考書綴」に綴じられた昭和九年二月一日付の「准士官下士官実役停年名簿」（本稿では活字化していない）によれば、明治三九年（一九〇六）三月に河沼郡陸合村（西会津町）で生まれた。昭和二年一月に現役兵となり、同三年一二月に伍長、同四年一二月に軍曹、同九年一月に特務曹長となっている。生年月日から数えると、「准士官下士官実役停年名簿」が作成された時点で、年齢は二八歳である。

資料の表題の「内務」とは、内務班を指している。内務班は、軍曹の階級をもつ下士官が内務班長となっており、一〇名から二〇名の兵員で構成されることとが一般的であった。中隊下士官の伍長や「二年兵」の中で優秀な上等兵が内務班長を支援した。徴兵検査に合格して入営した者は二等兵の階級が与えられて「初年兵」と呼ばれ、二年目の兵士には一等兵の階級が与えられて「二年兵」と呼ばれた。二年兵の中で成績優秀な者は、上等兵の階級が与えられた。

「内務参考書綴」は、このような関係性のもとで内務班長として渡部が作成したものである。初年兵や二年兵の指導をするにあたり、必要な書類が綴じられている。「若松衛戍勤務規則」は内務班長としての職務上の資料ではないが、若松連隊を研究するうえで基礎的な資料であると考えて収録した。

\* 栗原 祐斗

\* 福島県立博物館

## 二、翻刻資料の内容

ここからは資料二点の内容をそれぞれご紹介する。後半に掲載した資料の翻刻とあわせてご覧いただきたい。なお、【資料一】から【資料八】および【表一】から【表四】は「内務参考書綴」、【資料九】は「若松衛戍勤務規則」を翻刻したものである。

### 【資料一】防疫二関スル実施事項

伝染病の流行を防ぐために設定された内務班内の取り決めである。中隊間の交通や酒保（連隊内で日用品等を取り扱う売店）の出入りが禁止され、入浴も大隊の最後に回すことが定められている。このとき警戒している伝染病の詳細は不明だが、大正時代にスペイン風邪が国内で流行した際には、各地の兵営内で流行した。連隊の下士官兵は営内での共同生活が基本であり、感染症の流行を防ぐ初期対応が重要であった。

### 【資料二】子弟は軍服着用で帰郷につき通知（昭和八年九月九日）

第六中隊長が、除隊まで残り二か月程となった「二年兵」の家族に宛てた通知様式。第六中隊は「二年兵」が除隊する際に、軍服を着用させて帰郷させるつもりなので、賛成してほしいと伝え、河村肇連隊長の方針である旨も添えられている。その理由とする「非常時」とは、昭和六年の柳条湖事件に端を発する満州事変であろう。こうした背景のもと、二十九連隊では兵役中の兵士に給金を節約させ、その貯金から軍服を購入させていたことがわかった。通常であれば、下士官兵の軍服は官給品が貸与され、除隊時に返還していた。しかし、「非常時」のもとでは、兵役経験者の手元に軍服が残るように手配していたことが窺えて興味深い。

なお、当時は兵役法のもとで二〇歳に達した男子は、四月から七月にかけて行われる徴兵検査を受け、合格した者は現役兵として二年間の兵役が課されていた。陸軍の場合は、検査を受けた年の翌年一月に入営し、二年間の兵役に就くことになる。退営は、入営年の翌々年一月であった。

### 【資料三】除隊後の就職等につき通知（昭和八年二月二八日）

第六中隊長が、入営して間もなく一年が経過する「初年兵」の家族に宛てた通知様式。除隊後の子弟の中には、入営前の就職先に戻れるにも関わらず、他の職業に就こうとする、あるいは報酬の上昇を企図して就職を希望し

たために、かえって就職困難に陥る者が出ている。よって、特別な理由がない限り、除隊後は入営前の職業に就職するようにしたので、家族でよく相談してほしい、と伝えている。除隊後の子弟を問題なく日常生活へ戻すため、連隊側の配慮が見て取れる。

### 【資料四】初年兵入隊準備内務検査所見（昭和九年一月）

昭和九年一月に初年兵を迎える二十九連隊が隊内の現況をまとめた記録。内容が多岐にわたるため、個別に紹介はしないが、初年兵の面倒をみることになる下士官に関する所見が興味深い。下士官の中には品性が劣等な者がいるが、これは下士官相互の指導や補佐が足りないためであると指摘する。初年兵を監督・指導するのは、下士官の役目であるから、彼らの軍人としての姿勢には注意を払っていたことが窺える。

### 【資料五】精神訓話（昭和一〇年）

中隊長による問答形式の精神訓話。営内で行われていた思想的な教育の一端を伝える資料である。

### 【資料六】第六中隊・内務班指導ノ着眼（昭和一〇年）

第六中隊の内務班に出された指導内容。軍隊生活の基本単位であった内務班らしい、日常的に守るべき事項や心構え等が主な内容である。

### 【資料七】各個教練教育二関スル指示

教練にかかる中隊長の指示。教練実施の目的から個々の教練で注意すべき事柄に触れている。

### 【資料八】教育年度始ニ於ケル大隊長要求事項（昭和八年一月二一日）

昭和八年一月に初年兵を迎え、教育を始めるにあたってまとめられた大隊長の要求。教育を施す側は、まず自分たちがよく研究し、案を作成したうえで教育・教練を実施することや、効率的な教育時間・内容を考案すること等が挙げられている。

### 【表一】連隊長指示ニ基ク対策ノタメノ指示（昭和八年二月二日）

昭和八年度の中隊（渡部軍曹の所属する第六中隊カ）の成績に基づく、連隊長の指示。剣術や射撃の技能向上のための対策など多岐にわたる。特に

「私的制裁」は一定の期間に相当数が確認されており、これを根絶するため詳細な対策の必要性について記されている。軍隊内で私的制裁は表向き禁止されていたが、実際は「二年兵」が「初年兵」に教育・指導の名目で私的制裁を行う場合は多かった。

【表二】初年兵入隊時調査事項一覧表（昭和九年一月二三日）

昭和九年一月に入営した「初年兵」の入隊時の服装や所持品をまとめた表。入営者の半数以上は和服で、携行品として御守を所持している者が多かったようだ。

【表三】昭和九年度一月二十日入隊初年兵取扱細部ノ規定（昭和九年）

昭和九年一月に「初年兵」を迎えるにあたり、第六中隊が作成した当日の分担表。担当者ごとの持ち場や役割、集合時間等が記されている。

【表四】酒保自営販売日用品価格日用品価格決定表（昭和一〇年）

二十九連隊の酒保で取り扱っていた商品・価格表。酒保とは、営内で日用品・衣料品・飲食物等を扱う売店のことである。一部の商品を除いて、基本的に兵営が所在する地元の業者から仕入れを行った。兵食用の食材とあわせて、地元消費の形態が採用された。そのことを念頭において本表をみると、「ほまれ」や「正宗」といった会津の地酒とおぼしき品名もみえる。喜多方の酒蔵が製造する「会津ほまれ」（ほまれ酒造）や「会津正宗」（笹正宗酒造）だろうか。『会津酒造史』に収録された蔵元の座談会によると、若松市内の末廣酒造や花春酒造、天香酒造が「軍用酒」として酒を納品していたという。連隊の誘致が地元を与えた経済効果の一つとみてよいだろう。

【資料九】若松衛戍勤務規則（昭和五年三月一〇日）

若松連隊の日課や勤務内容をまとめた基本資料。附図には若松衛戍地の範囲が示されている。衛戍地として設定されていたのは、若松市街の中心部だけでなく、周辺の郡村部まで及んでいたことが見て取れる。一箕村（会津若松市一箕町）や小田山に射撃場、慶山に陸軍墓地が確認できる。後に陸軍墓地は市内の花見ヶ丘に移り、小田山忠霊堂となった。陸軍墓地の跡地は、愛宕山公園として整備されている。

## 【参考文献】

『会津若松史 第六卷』（会津若松市、一九六六年八月）  
『会津若松史 第七卷』（会津若松市、一九六七年八月）  
若松聯隊写真集編纂委員会編『若松聯隊写真集―栄光の五十年―』（国書刊行会、一九七八年五月）  
伊藤豊松『会津酒造史』（会津若松酒造組合、一九八一年三月）

『会津若松市議会史 資料編Ⅰ』（福島県会津若松市議会、一九九六年六月）

『会津若松市議会史 記述編Ⅰ』（福島県会津若松市議会、一九九九年三月）

末廣酒造株式会社『嘉永蔵百五十年史』（末廣酒造、二〇〇〇年）  
塚本学「城下町と連隊町 佐倉町のばあい試論」〈樋口雄彦編『国立歴史民俗博物館研究報告 第一三二集「共同研究」佐倉連隊と地域民衆』、二〇〇六年三月所載）

『会津若松市史 歴史編八 近代明治 会津近代の始まり〜復興、そして若松市の誕生〜』（二〇〇六年八月）

『会津若松市史 歴史編九 大正戦前 会津、大正から戦中へ〜戦時下の市民生活〜』（二〇〇七年一月）

荒川章二『日本史リブレット九五』軍用地と都市・民衆』（山川出版社、二〇〇七年一月）

松下孝昭『軍隊を誘致せよ 陸海軍と都市形成（歴史文化ライブラリー）』（吉川弘文館、二〇一三年一月）

藤田昌雄『日本陸軍の基礎知識（昭和の生活編）』（潮書房光人新社、二〇一八年四月）

## 三、資料翻刻

### 〈凡例〉

・「内務参考書綴」は大部の資料であるため、部分翻刻とした。また資料番号と表題は、翻刻にあたり筆者が付した。  
・旧字は常用漢字に改めたが、専門用語に用いられる漢字など代替の字を当てにくいものは、原本の旧字を採用した。  
・読みやすさを考慮し、適宜読点や並列点を付した。  
・文字の高さはなるべく原本に合わせてが、長文の資料は本稿のレイアウトに合わせて変更した。

## 【資料一】防疫二関スル実施事項

防疫二関スル実施事項

- 1、他中隊トノ交通厳禁
- 2、帽ニ白帯ヲ附ス
- 3、毎食後食器ノ消毒
- 4、毎日午前七時・午後四時中隊ニ於テ健康診断
- 5、酒保出入厳禁
- 6、入浴ハ大隊ノ最後トス
- 7、兵各自ノ蔽ニ実施スヘキ件左ノ如シ  
イ、食事ノ前後ハ必ス手ヲ消毒スヘシ  
ロ、用便終ラハ必ス石灰ヲ掛ケ、且手ヲ消毒スヘシ  
ハ、発熱・腹痛ノ際ハ速カニ班長ニ申出スヘシ
- 8、分担業務左ノ如シ  
北住上等兵 第一・第二班下士官室ノ机上ノ消毒（毎食前）  
佐藤上等兵 第三・第四班ノ机上ノ消毒（毎食前）  
箱崎義綱 第五班下士官室ノ机上ノ消毒（毎食前）  
岡部上等兵 毎食後食器ノ煮沸消毒  
大竹三男 便所・居室・物置扉ノ取手ノ薬物塗布  
宮代上等兵 週番下士官 全般ノ監視監督  
大関留四郎 全般ノ監視監督  
班長 班員諸規定ノ実施監督  
〔班員ノ早期診断〕  
看護兵 特務曹長ノ指示ニ依リ細務ニ従事ス  
曹長 防疫諸材料ノ整備  
特務曹長 全般ノ防疫規定ノ監督  
医官トノ連絡  
其他防疫二関スル事項



【資料二】 子弟は軍服着用で帰郷につき通知（昭和八年九月九日）

拝啓時下初秋ノ候、御家内皆々様ニハ益々御壯健ニテ御暮シノ御事ト推察申上候

殿ニハ其ノ後益々御壯健ニテ一意軍務ニ勉励シ、日々其ノ実績

ヲ収メ居ル事ハ邦家ノ為メ誠ニ喜ハシキ事ニ御座候

御子弟方ノ在營生活モ余ス処約ニケ月ト相成リ、来ル十月ノ騎兵特別大演習及秋季演習ニ参加シタル後、十一月二十日満期除隊ノ予定ニテ、近キ将来ニ於テ日頃鍛練セル処ノ強健ニシテ、而モ日ニ焼ケ元氣旺盛ナル御子弟方ニ相見エル事ヲ得ルハ何程カ喜ハシキ事ト推察申上候

就テハ御子弟方ノ除隊ノ際ニハ中隊トシテハ是非共除隊兵全部軍服ヲ着用シ帰郷セシメテ、一段ノ風采ヲ添へ、国家非常時ノ今日ニ最モ相応シキ意義アル軍人トシテ御家庭ニ御送り致し度所存ニ候ヘハ、何卒御賛成ノ程願上候、従来ノ除隊兵ニ対シテモ勿論軍服ノ着用ニ関シテハ奨励致シ居リ候モ、兎角階級低キモノ等ハ遠慮勝ノ如ク見受ケラレ候モ、特ニ非常時ノ今日除隊スル者ニハ痛切ニ其ノ必要ヲ感シ居ル事ハ御同様認メ居ル次第ニテ、動員等ノ時ハ勿論本年度ノ簡閲点呼執行官ノ所見中ニモ将来ノ在郷軍人ハ少クトモ簡閲点呼勤務演習、或ハ種々ノ会合等ノ際ハ軍服着用ノ必要アルヘク、又某町村ノ如キハ入營者或ハ除隊者等ニハ町村ヨリ饒別トシテ軍服ヲ贈ルカ如ク計画

中ノ自覚セル町村モアルヤニ聞キ及ヒ候

殊ニ御子弟方ノ大部ハ何レモ在營間ニ克ク儉約致シ、貯金セシ結果目下五拾円内外ノ貯金額有之候ヘハ、軍服一揃（帽子、靴等ヲ含ミ約式拾円）ヲ調製スルモ、除隊ノ際ニ殆ント差支ナカルヘシト存セラレ候ニ付、中隊ニテハ御子弟方ニ篤ト相談致スヘク候モ、一方御家庭ニ於テモ予メ御承認ノ上御子弟方ニ奨メラレ度願上候、尚軍服着用ノ件ニ関シテハ単ニ中隊ノミナラス、連隊長ノ方針ニ付、御含ミ置キ被下度候

右様ノ次第故、中隊トシテハ万々已ムヲ得サル特別ノ事情ナキ限り、御子弟方ニ軍服ヲ着用スル如ク指導致スヘク候間、御承諾被下度、何等カノ事情ニテ軍服ヲ着用セシメ難キ御家庭ハ、何卒御一報煩ハシ度願上候  
先ツハ右近況御通知旁々御願マテ申述度如斯ニ御座候、早々

昭和八年九月九日

歩兵第二十九連隊第六中隊長矢野光二

殿

【資料三】 除隊後の就職等につき通知（昭和八年一月二二日）

拝啓時下嚴寒ノ候、御家内皆々様ニハ益々御清榮ノ段奉賀候

偕而 殿入營以來既二一年、此ノ間品行方正、勤務勉勵、克ク上官ノ

命ヲ守リ、學術科ノ成績亦優秀ナルノ故ヲ以テ、 等兵ニ進級致シ、益々

精勵シツ、アル事ハ、誠ニ御同慶ノ至リニ堪ヘス候、之レ素ヨリ本人ノ努力

ニ因ルヘシト雖、又各位ノ御後援・御督勵ノ賜ト存シ、厚ク御礼申上候

此ノ度年末年始ノ休暇ヲ利用シ、帰省ノ上御機嫌ヲ伺ハセ候間、御覽被下

度、尚將來共益々御督勵被下様願上候

從來ノ經驗ニ徴スルニ、在營間ノ間違ハ主トシテ二年兵トナリタルタメ慢心

シ、緊張味ヲ欠キ、氣促ニ流レ油断スル結果ト、一ハ金錢ノ濫費(主ニ飲酒)

ニ起因スルモノ多キヤニ見受ケラレ候ニ付、勿論当方ニ於テモ十分ノ教育指

導ヲ致スヘキモ、目下財界不況ノ折柄、飲酒ニ関シテハ此ノ際御家庭ニ於テ

モ特ニ御注意被下、殊ニ時局ニ鑑ミ相変ラス誠意奉公致ス様切ニ御声援ノ程

願上候

又御子弟方ノ除隊後ノ就職ニ関シテモ、当方ニ於テハ出来得ル限りノ斡旋ヲ

致スヘキモ、從來ノ結果ニ鑑ミルニ、除隊後ニ於テ入營前ノ職業ニ就職セン

トセハ、無条件ニテ就職シ得ル景況ニ在ルニ拘ラス、故意ニ他ニ就職セント

スルカ如キ(例ヘハ農業雇傭関係者等)、或ハ求職ニ際シ身分不相応ノ報酬

ヲ要求セルタメ、却テ就職困難ナルカ如キ例尠ナカラサル様思考セラレ候ニ

付、除隊後ノ就職ニ関シテハ十分考慮セラレ、真ニ事情已ムヲ得サル者ノ外

ハ成ルヘク入營前ノ職業ニ就職セシムル様致シ度候間、此ノ際御子弟下面談

ノ上篤ト御相談決定セラレ度願上候

尚、此ノ機会ヲ利用シ、左記事項連絡致シ度候ニ付、夫々忌憚ナキ御意見御

記入ノ上(用紙不足ノ際ハ適宜ノ用紙ニテ可)本人ノ帰隊ノ際必ス持參セシ

メラレ度願上候、早々

昭和八年十二月二十八日

歩兵第二十九連隊第六中隊長矢野光二代理紺野恣

殿

切取線

一、家庭上ニ関シ中隊ニ連絡シ置キタキ事項

二、本人一身上(殊ニ除隊後ノ職業等)ニ関シ連絡シ置キタキ事項

父兄氏名印

【資料四】初年兵入隊準備内務検査所見(昭和九年一月)

昭和九年一月十八日  
十九日

初年兵入隊準備内務検査所見

歩兵第二十九連隊

所見

各中銃隊共概ネ良好ナルモノト認ム

尚、細部ニ就キテハ其都度注意ヲ与エアレモ、一般共通の所見ヲ特述セんとス

一、一般ニ就テ

1、簡單ナル注意ニ寄り出来ル環境ハ今直チニ実行スヘシ

2、入隊準備ト同時ニ軍事思想普及ニ努ムヘシ、酒保面会所モ亦同様ナリ

3、思想上ノ要注意者ハ目下ノ処第七中隊ノミナル如キモ、只二身上調査

ノミニテハ不明瞭ナルヲ以テ入隊後ノ調査ニ特ニ注意ヲ要スヘシ

4、下士官ノ貯金、飲酒、外出ハ関連共通セシ事項ニシテ、曹長ニシテ一

文ノ貯金ナキハ事情調査ノ要アリ

浪費不節制ハ当地方の弊習ナリ、此環境ノ為ヨリ来ルモノナルヲ以テ、

兵ニハ勤儉貯蓄ノ美風ヲ涵養スルノ要アリ、殊ニ下士官ニ於テ然リ

5、下士官ノ品性ニ就テ

本部附下士官ハ直接ノ部下ナキヲ以テ動モスレハ群集心理ニテ不良ノ

行動ヲナスモノアリ

殊ニ下士官ニシテ素人屋ニ近ツキ、財産ヲ目的トシテ結婚政策ニ策動

スルモノアルヤニ聞キ及フ、之等ハ品性劣等軍人ニアルマシキ行為ト

ス

如斯事實アルハ、下士官相互ノ誘掖指導ノ足ラサルニ依ルト謂ハサル

ヘカラス

又下士官ニシテ婦人雜誌ヲ常読的ニ購読シアル如キハ適當ナラス

之レカ為普通學ヲ奨励シ、高尚ナル趣味ニ轉換シテ指導スルヲ要ス

6、班内ニテ新聞ノ共同購入ハ一考ヲ要ス

趣味一致セス、勤務ニ繁閑アリ、然ルニ一樣ニ抛金セシムル如キハ中

二不快ヲ感スルモノアリ、配給セラル、戦友、訓練、支部報等ノ利用

ヲ適當トス

二、内務ニ関スル書類其他ニ就テ

(一) 壮丁名簿及身上調書ノ整理

(1) 各中銃隊共相当綿密ニ調査シ、殊ニ軍事救護ノ必要アリト認ムルモノ、又ハ素行上注意者ニ就キ更ニ警察署ニ連絡シタル中隊アリ、着意可ナルモノト認ム

(2) 寄留者ノ身上調書ノ記入事項頗ル簡單ニシテ不明瞭ノモノ多シ、之ニ対シ本人ニ就キ調査スルノミナラス、会社或ハ雇主ニ対シ必要ノ件ヲ照会スルヲ必要トス

(3) 軍事救護ノ条件具備セサルモ、事実上頗ル貧困ナルモノアリ、之等ニ対シテハ連隊区司令部ト連絡シ、軍人後援会福島支部ノ援助ヲ受クル如クスルヲ可トス

(4) 入隊前壮丁トノ通信ニ単ニ注意事項ヲ述フルノミナラス、必要ノ調査事項・希望等ニ就キ父兄ノ回答ヲ求ムル如クスルヲ可トス

(二) 週番勤務其他ニ就テ

(1) 週番司令ノ勤務録中ニ在ル申送事項ヲ全文其休週番士官之ヲ記載シ、週番下士官又週番士官ノ申送事項ヲ全文記載シタルハ一考ヲ要ス

宜シク中隊週番下士官ハ其中隊ニ関係大ナル事項及中隊長ヨリ特ニ示サレタル事項即チ其中隊ニ即応スヘキ事項ヲ記載スル如ク指導スルヲ要ス

(2) 附添人控室ニ国防思想及ポスターヲ張り出シタルハ可ナリ、尚兵ノ給与等ニ就キ父兄ヲシテ安心セシムル様諸材料ヲ準備スルヲ可トス

(3) 班内備付ノ雑誌(戦友・訓練等)ノ利用シ居ルモノ少シ、「班長又ハ上等兵ハ教育上必要ノ件ヲ食事ノ際等一般ニ話ス等ノ手段ニ依リ知ラシムルヲ可トス」「又暇ヲ見テ上等兵等初年兵ニ讀ミ聞カスモ一法ナリ」

(4) 掲示シアル直屬上官ノ官姓名ニハ振仮名ヲ附スルヲ可トス  
又、字画ノ誤ナキ様注意スヘシ

(三) 勤務割簿ニ就テ

勤務割簿ハ能ク整理セラレアルモ、注意科目ノ決定ハ教育主任者ノ判定ヲ必要トス

尚、之カ利用ニ就キ研究ヲ望ム

教育ニ就テ

一、新年度ノ教育ニ関スル本職ノ要望事項ニ関シテハ概ネ適當ニ計画セラレアリ

二、教育班ノ編成及助教、助手ノ配当ハ概ネ適當ニ計画セラレアリ

三、年度教育ニ関シ計画ナキ中隊アリ、各期教育計画ノ基準タルヘキヲ以テ計画シ置クヲ要ス

初年兵教育

一、一般ニ優勢ナル敵ニ対スル戦闘ノ要領ニ関シテハ、戦闘各個教練ヨリ之ヲ教育スルヲ要ス

二、輕三脚架ヲ使用スル教育ハ初年兵第一期間ニハ之ヲ実施セサルヲ可トス  
退營期迄ニ教育スレハ可ナリ

三、新戦闘法ノ教育ニ関シ、計画上左ノ不備アリ

1、一般ニ陣地攻撃ニ偏シ防御及遭遇戦ニ関スル教育至少ナリ

2、急襲射撃ノ必要上大角度ノ射行変換及運動射撃速度ノ緩急等ニ関シテハ、戦闘各個教練ニ於テモ教育スルヲ要ス

3、射撃予行演習ニ於テ装面射撃ノ計画ナキモノアリ、又一般ニ飛行機射撃等ニ配当セル時間過少ナリ、敵機ニ対シ撃遂主義ヲ採用スルタメ、本教育ニハ相当ノ時間ヲ必要トス

4、防御ニ於ケル陣前逆襲ニ関シテハ小銃・輕機共ニ分隊教練ニ於テモ之ヲ訓練スルヲ要ス

尚、是等ニ関シテハ過般印刷分配セル資料ヲ参考トスルヲ可トス

四、行軍ハ特ニ行ハサル中隊及過大ナル中隊アリ共ニ適當ナラス

五、教練ト体操及劍術トノ連繫、学科ト術科及検査計画トノ連繫不十分ナル点アリ  
体操・劍術ノ計画ニ関シテハ將校教育ニ於テ之ヲ指示セシメントス

六、輕機関銃手ニ対スル短劍術ノ教育ニ関シ計画ナキ中隊アリ

七、夜間演習ノ為メノ配当時間ヲ参考迄ニ掲クレハ左ノ如シ

時間

第一中隊 六〇、〇〇

第二中隊 四四、三〇

第三中隊 五二、三〇

第五中隊 四二、〇〇

第六中隊 四四、〇〇

第七中隊 一〇三、〇〇

第九中隊 三一、〇〇

第十中隊 五二、〇〇

第十一中隊 四〇、〇〇

機関銃隊 三七、〇〇

八、戦闘間ニ於ケル兵ノ心得ニ関シ計画洩レノ所アリ、適當ナラス

九、衛生法・救急法ノ教育ニ関シテハ大隊長ニ於テ軍医ニ命シ、概要教育セ

シムルノ着意ヲ望ム、花柳病予防ニ於テ殊ニ然リトス

十、感冒及凍傷ノ予防ニ関シテハ入隊ノ当初ヨリ之ヲ教育シ、以テ是等疾病

ノ為メ教育ニ支障ヲ来サ、ル如ク着意スルヲ要ス

十一、初年兵ニ対スル刑罰ニ関スル教育ハ成ルヘク早期ヨリ軍隊特別ノ件ニ関

シ教育ヲ行ヒ、以テ初年兵ヲシテ教ヘサルノ罪ヲ犯スコトナカラシムル

ヲ要ス

#### 二年兵教育

一、教育令改正ニ伴フ件

1、輕機関銃手ニ対スル短劍術ノ教育ヲ計画セサル中隊アリ

2、擲彈筒ノ教育ハ中隊ニ於テ下士官以上及二年兵若干名ニ対シ、実彈射

撃ヲ実施シ得ル如ク計画スルヲ要ス

二、上司ノ要望事項ニ対スル事項

1、術科計画上ニハ概ネ其意圖ヲ充足シアリ

2、上司ノ要望事項ハ其要点ヲ表中何レカノ欄ニ記載シ置クヲ便トス

三、其他

1、演習日（火・金）ニ其週ノ重要科目ヲ配當シ、他ノ日ハ大体ニ於テ

火・金兩日ノ科目ヲ徹底普及セシムルノ着意ニテ計画スルモ一案ナリ

#### 四、細部

1、軍旗親授日ニ何等之ニ関スル学科ノ記載ナキ中隊アルハ適當ナラス

2、二年兵ノ距離則量中狀況下ニ於ケルモノモ計画スルノ要アリ

3、学科表ニ於テ帰納ニ便ナル科目ハ同一週ニ配列スル如ク着意スルヲ可

トス

4、一般ニ二年兵ノ第一期教育ハ更ニ其程度ヲ向上スルノ要アリ

一、中隊附將校ニ対スル教育ハ個人ニ応シ作製スルヲ可トス、特別志願士官  
或ハ新任少尉ニ於テ特ニ然リトス

准士官、下士官教育

一、將校教育ト同様被教育者ノ経験ノ多寡、性格、能力等ヲ顧慮シ努メテ個  
人教育ヲ実施スル如ク企画スルヲ要ス

一、本年度ニ於テハ中隊幹部ニ対シ、特ニ瓦斯及ヒ短劍術ノ普及ヲ企画シ置  
クノ要アリ

一、准士官、曹長ニ対シテ戦闘詳報、要報、陣中日誌記載ノ要領ヲ教育シ置  
クノ要アリ

一、課目ノ配當ハ尚一層連大隊ノ行事及教育ノ進度ニ適合セシメ、特ニ機会  
ヲ捉ヘテ教育ヲ実施シ得ル如ク企画スルヲ要ス

例ヘハ演習ノ前後、野營地ノ往復行軍時等ヲ利用シ、輕快ニ実施スル如  
ク計画スルカ如シ

#### 特別教育

一、通信班・鳩班及瓦斯特別教育ニ関シテハ概ネ適當ニ計画セラレアルモ、  
之カ実施ニ際シ、軍紀の訓練及非実戰的行動ニ関シ留意ヲ望ム

是等特別教育ノ演習日ニ於ケル人員ノ差出ニ就テハ各中隊ニ於テ特ニ  
配慮スルヲ要ス

#### 其他

一、教育資料ノ整備ハ連隊等ヨリ印刷分配セシモノハ一括シテ保存シアル  
モ、中隊ニ於ケル訓話、屯營附近ノ演習計画等ノ保存ヲナサ、ル所多

シ、中隊長ノ訓話ノ如キハ、准士官以下ヲシテ筆記セシメ、之ヲ保存シ  
テ翌年度ノ参考資料タラシムル如クスルヲ適當トス

#### 兵器業務

一般ノ整備手入ハ概ネ可ナルモ左ノ事項ハ速ニ整理手入ヲ要ス

左記

一、兵器書類及兵器業務ニ就テ

1、小銃履歴表ニ八年度発射彈數ノ記載ナキモノ

2、初年兵ニ支給スヘキ小銃ノ命中試験ヲ為シアラサルモノ

3、拳銃、擲彈筒履歴表ノ備付ナキモノ及備付アルモ損傷等ノ全ク記入ナ

#### 將校教育

二、共用兵器二就テ

1、小銃ノ引鉄早落チ、引ブラ、負革ノ簪鑲ノ結合ヲ誤ルモノ、同遊環革ノ組合セ不適合ノモノ一般ノ手入不十分ノモノ

2、銃剣劍身及鞆内ノ手入不十分ノモノ

3、彈藥盒ノ破綻セルモノ

4、擬製彈及同挿彈子ノ手入不十分ノモノ

但シ、第十・第十一中隊及機関銃隊ノ整備ハ概シテ良好ナリ

三、供用物品及手入材料ノ整備ハ可ナリ

四、其他

拳銃格納箱ニ鍵ヲナシアラサルモノアリ、保管上特ニ注意ヲ望ム

尚、下士官ノ小銃中搦杖等ニ発錆セルモノアリ

經理二就テ

一、第三大隊本部附下士官ノ大部分ハ包布ニ防寒毛布ヲ容レアラス、速ニ規定通り処置スル要ス

一、初年兵ノ支給被服中(特ニ三裝甲)他ノモノニ比シ甚シク程度劣等ノモノアリ、斯ノ如キモノハ中隊内ニ於テ融通シ尙整備不可能ノモノハ委員ニ連繫シテ整備スルヲ可トス

一、初年兵支給被服中敷布枕覆ノ如ク洗濯ヲ要スルモノニシテ未済ノ俣支給シアルモノアルモ適當ナラス、将来供用者ヨリ引上タル際洗濯シテ返納セシムルヲ要ス

一、軍帽ノ裏ナキモノ、或ハ下装程度衣袴ノ釦ナキモノ若干アリ

一、毛布ノ装区分中適當ナラサルモノ及装用区分明瞭ナルモノ、個人供用ニ衡平ヲ欠クモノアルヲ以テ査定ノ上整理スルヲ要ス

一、毛布ノ甚タシク破損セルモノハ委員ト連絡シテ換給スルヲ要ス

一、第三大隊特ニ第九中隊ノ初年兵用藁蒲団ニ藁ノ填実不十分ナルモノアルヲ以テ、委員ト連繫シ速ニ填実ヲ実施スヘシ

一、包布ヲ使用シ非サル中隊アリ

一、編上靴第一裝ニシテ内部ニ黴ノ生シアルモノアリ、保存上早速手入ヲ実施スルヲ要ス、夏頃ヨリ全ク手入セサル如ク思ハル、モノアリ

一、上靴ニシテ甚シク破損セルモノハ、来週月曜工場ニ修理ニ出サレタシ背囊ノ手入未タ充分ナラサルモノアリ、例ハ背囊蓋毛皮ニ味噌汁等附着シアルモノ及内部ノ上部裏革ニ黴ノ生シアリ、先ニ検査ノ際ニ述ヘタ

ルモノ、未タ実施セラレス、保存上速カニ塗油等適宜手入ヲ実施セシムルヲ要ス

一、在庫防寒用毛布(新品)ノ格納ニ當リ、防虫上ノ顧慮ヲ欠キアル中隊アルヲ以テ、圧搾梱包ヲ開梱シタル中隊ハナフタリシヲ充分挿入シタル上包装シ置クヲ要ス

一、防毒被服使用後ノ手入及格納ニ関シテハ未タ注意ノ充分ナラサルモノアリ、第二、六、十中隊ハ可ナリ

本被服ノ重要性ト手入保存方法トノ困難ナルニ鑑ミ一層注意ヲ倍涉シ、以テ極力之レカ愛護ニ努ムルヲ要ス

營繕

一、土地建造物使用保全ノ狀況ハ概ネ良好ト認ムルモノ、細部ニ就テハ別紙ノ通り処置改善ヲ要スルモノアリ、將來一層愛護心ヲ喚起シ注意ヲ倍涉シテ向上ヲ期セサルヘカラス(別紙ハ印刷配布トス)

一、壁、扉(特ニ班入口)、床(特ニ暖炉附近)、班内上下窓、窓硝子、電灯コード等破損又ハ不具合ノモノアリ、建物保護並衛生上不可ナリ

一、採暖設備並火ノ取扱ニ就テハ、全般ニ周到ナル注意ヲ払ヒツ、アルモノ、煙突掃除不十分ノモノアリ、火災予防上注意ヲ要ス

一、第七中隊ニ於テ建物ノ打釘ヲ全部抜取り整理シアルハ、建物愛護上適當ナル着意ト認ム

練習用具

一、射撃材料

各中隊共ニ概シテ教育ニ支障ナキ程度ニ整備シアルモノ、十一年式輕機関銃尾筒断面及十一年式輕機関銃横断面ノ手入並ニ格納適切ナラサルモノアリ

二、南部式輕機関銃  
第二中隊・機関銃隊ハ手入可ナルモノ、其ノ他ノ中隊ハ不良ナリ、手入担当者ヲ的確ニ命シ、之レカ監督ヲ要ス

三、銃剣術防具

各中隊ノ努力ニ依リ程度ハ著シク向上セルモノト認ムルモノ、小修理ヲ要スルモノ少ナカラス、主任者(練習用具掛曹長)ハ積極的ニ検査ヲ励行シ、且ツ防具工兵ヲ督励シ、修理ノ時機ヲ失セサル如クスルヲ要ス、第七中隊ノ手入保存ハ良好ナリ

最近木銃ヲ削リタルト認メタルモノ第三中隊二一本、第九中隊二二本ア

り、之レ多クハ折損ノ原因トナルヲ以テ将来厳ナル監督ヲ要ス、木銃ヲ折損シ使用ニ堪ヘサルモノヲ其俵放置シアル中隊アリ、其都度整理スルヲ要ス

本銃ノ「ゴムタンポ」供用数ノ半数ナキ中隊アリ、常ニ全部使用シ得ル如ク整備シ置クヲ要ス

第六中隊ハ軍刀術防具中甲手ヲ私物ヲ官物トシアリ、調査ヲ要ス

#### 四、図書

掛軸破損シ使用ニ堪ヘサルモノヲ倉庫ニ格納シアル中隊アリ、速ニ修理ヲ要ス（教育勅語）

#### 消耗品

各中隊ハ相当意ヲ用ヒ消費節約ニ努力シアルヲ認ムルモ、特ニ第七・第十中隊及機関銃隊ニ於テ良好ナルモノト認ム

#### 陣営具事項

1、陣営具ノ手入保存ニ関シテハ、尚充分ト認メ難キ点多シ、又過日検査ノ上過不足ヲ整理スル様要求シアリタルニ、未タ整理ノ了セサル中隊アリ、速ニ整理ヲ要ス

但シ、第七中隊ノ手入保存ハ可ナリ

2、初年兵ニ支給スル食器ハ各中隊ヲ通シ一般ニ不潔ナリ、本日中ニ洗滌スルヲ要ス、又程度甚シク不良ナルモノアルニ付、在庫品ト交換ノ上支給スルヲ可トス、程度不良ナルモノハ後日検査ノ上換給ス

3、洗面器ノ内務班備付ヲ僅少ナラシメ、多数在庫品トシテ貯蔵シアル中隊アリ、不便ヲ感シツ、貯蔵シ置ク要ナシ（第六・十中隊）

4、消耗品ヲ必要以外ニ請求シ在庫ニ貯蔵シアル中隊アリ、消費節約上適當ナラス（第六・十一中隊）

5、理髮具殊ニ剃刀ノ程度不良ノモノアリ、充分「トギ」要スレハ交換支給ヲ申出スルヲ可トス

#### 衛生

1、患者名簿、現認証明書ノ整理ハ概ネ可ナルモ、疾病ノ原因記入漏レ誤字脱字アリ、整理ヲ望ム

2、個人衛生ニ関スル識得及履行ハ充分ト認メ難キモノアリ、特ニ初年兵掛上等兵ニシテ一層向上ヲ要スルモノアリ

3、保護兵ノ勤務演習出場ニ関シテハ、相当考慮シアルヲ認ムルモ、初年兵入隊後モ更ニ一層ノ着意ヲ要ス

4、理髮具ノ不潔ナルモノアリ、剃刀ノ員数標記ト一致セサルモノアリ、危害予防上此際取扱上注意ヲ望ム

5、初年兵ニ支給スヘキ包布・枕覆ノ不潔ナルモノ及藁蒲団内容ノ著シク減少セルモノアリ、機会ヲ見テ整理ヲ要ス

6、上層毛布ハ一般ニ塵埃多シ、除塵ヲ要ス

7、電話器ノ消毒剤補給ヲナシタル形跡ナキモノアリ、特ニ各本部ニ於テ然リ、補給シ置クヲ要ス

8、マントー氏反応陰性者ト陽性者トハ面ノ使用区分ヲ標識スルヲ可トス

9、便所手洗氷結シ、用ヲナサ、ルモノアリ、使用シ得ル如ク研究実施スルヲ要ス

#### 【資料五】精神訓話（昭和一〇年）

昭十

精神訓話

中隊長

一、問 我日本ノ国柄ハ如何ナルモノナリヤ

答 万世一系ノ<sup>（開字）</sup>□天皇ヲ父ト戴キ、臣民ハ子トシテ<sup>（開字）</sup>□大君ノ為ニ尽ス、所謂家族制度ニナツテ居リ、一度モ外国カラ侮ヲ受ケタルコトノナイ国体デアリマス

二、問 我国体ノ宇内ニ冠絶シ、列国ニ卓越セル件

答 肇国ノ宏遠ナルコト、皇統ノ万世一系ナルコト  
君臣ノ分国ノ肇ヨリ定マレルコト  
皇室ト臣民トハ本家分家ノ関係アリテ、父子ノ情ヲ兼ヌルコト  
国体ノ不変ナルコト、肇国以來国家ノ独立ヲ失ナハサルコト

三、問 明治十五年軍人ニ賜ハリタル勅諭ハ如何ナル事ヲ御示シナサレタカ

答 前 文 天子ハ文武ノ大權ヲ掌握スルモノナリ、<sup>（開字）</sup>□朕ハ汝等軍人ノ大元帥ナルツ、サレハ<sup>（開字）</sup>□朕ハ汝等ヲ股肱ト頼ミ、汝等

ハ<sup>（開字）</sup>□朕ヲ頭首ト仰キテソ其親ミハ特ニ深カルヘキ

五ヶ条 軍人精神

四、問 軍人精神トハ如何

後文 五ヶ条ノ精神ヲ行ハンニハ一ノ誠心コソ大切ナレ、此五ヶ条ハ我軍人ノ精神ニシテ、一ノ誠心ハ又五ヶ条ノ精神ナリ

答 勅諭ノ五ヶ条ナリ

1、軍人ノ本分トハ如何カ

忠節ヲ尽スヲ本分トシマス

2、忠節トハ如何ナル事ナリヤ

大君ノ為身命ヲ抛ツテ働クコトデアリマス

3、平時我々ハ忠節ヲ尽スニハ如何ニセハ可ナリヤ

命令規則ヲ遵奉シ、一生懸命誠心ヲ以テ働クコトデアリマス

4、又戦時(事変)ニ於テハ如何

命令規則ヲ遵奉シ、己カ本分ヲ守リ、義ハ山嶽ヨリモ重ク、死

ハ鴻毛ヨリモ軽シト覚悟シ、国ノ為勇シテ働クコトデアリマス

5、礼儀トハ如何ナル事カ

行儀作法ト云フコトデアリマス

6、上ヲ敬ヒ下ヲ慈シマサレハ、礼儀正シキト云ヒ得ルヤ

礼儀カ正シクナイノデアリマス、上ヲ敬ヒ亦下ヲ慈シミテコソ

7、服装カ正シクナイノハ如何、礼儀ニ合スルヤ

礼儀カ正シクナイノデアリマス

8、帽子ヲ正シク冠ラサルハ如何

礼儀カ正シクナイノデアリマス

9、才前方ハ上官ノ命令ヲ如何ニ考ヘ居ルカ

天皇陛下ノ命令ヲ承ハル義ナリト心得テ居リマス

10、服従トハ如何

命令規則ニ快ク誠心ヲ以テ従フコトデアリマス

11、武勇トハ如何

ヨク義理ヲ弁ヘ正シク勇マシク働クコトデアリマス

12、武勇ヲ尚フ者ハ他人ニ対シ如何ニ心掛ケサルヘカラサルカ

常二人ニ接スルニハ温和ヲ第一トシ、諸人ノ愛敬ヲ得ント心懸

ケ、血氣ノ勇ニ走ラナイ様ニスルコトデアリマス

13、血氣ノ勇トハ如何

人間ノ踐ムヘキ道ヲ考ヘスニ乱暴ヲ働クコトデアリマス

14、信義トハ如何

信トハ己カ言ヲ踐ミ行ヒ、義トハ己カ分ヲ尽スヲ云フ

15、他人ト約束ヲ為ス時ハ如何ナル心得ヲ必要トスルカ

理非ヲ考ヘ実行シ得ルコトカ明カナレハ、約束シテ宜シクアリ

マス

16、質素トハ如何

奢ラナイコトデアリマス

17、質素ヲ旨トセサレハ如何ナル害アリヤ

文弱ニ流レ輕薄ニ趨ク、驕奢ニナリ志モ無下ニ賤クナリ、節操

モ武勇モ其甲斐ナク、世ノ人ニ爪弾キセラル、様ニナリマス、

困苦欠乏ニ堪ヘ得ルコトカ出来マセン

五、問 誠心トハ如何ナルコトナリヤ

答 純潔ニシテ他ノ邪念ヲ容レズ(マジリ氣ノナイ)表裏一致思行合一

ノ行ヒヲスルコト

六、問 勅諭ヲ奉讀シテ殊ニ我々軍人ハ有難ク感シ、且皇室ニ対シ一番關係

カ深イト感スル点ナキヤ

答 朕ハ汝等カ股肱ト頼ムト云フ点デアリマス

1、之ニ対スル心掛如何

是非軍人ノ本分ヲ尽シテ忠義ヲ尽サナケレハナラヌト考ヘマス

七、問 軍隊設置ノ目的

答 皇威ヲ發揚シ、国家ヲ保護スル為設ケ置カル、モノナリ

1、我々軍隊ノ兵員ニ加ハル者ハ如何ナル国ノ掟ヲ守ラサルヘカラサ

ルヤ 法律規則、殊ニ普通刑法ノ外、陸軍刑法ニ触レサランコト必要

デアリマス

八、問 兵營生活ノ目的

答 苦樂ヲ共ニシ、生死ヲ同ニスル軍人ノ家庭ニシテ、軍紀ニ慣熟セシ

メ軍人精神ヲ鍛練シ、鞏固ナル團結ヲ完成スルニアリ

九、問 軍紀トハ如何

九、問 軍紀トハ如何

答 軍隊ノ規律ニシテ上官ノ命令ニ従ヒ、法規ヲ恪守シ、熱誠以テ軍務ニ努力スルコトテアリマス

二〇、問 軍隊教育ノ目的

答 軍隊ヲ訓練シテ戦争ノ任ニ当ラシムルニアリ、而シテ戦争ノ為緊要欠クヘカラサル要素ハ堅実ナル軍人精神並嚴肅ナル軍紀タリ（生ヲ棄テ義ヲ取り、恥ヲ知り名ヲ惜ミ、責任ヲ重シ艱苦ニ堪ヘ、奮ツテ国難ニ赴キ、悦ンテ任務ニ斃ル、ハ我國民ノ古來繼承尊重セル大和魂ナリ）故ニ、軍隊教育ハ此ノ要素ヲ涵養スルヲ以テ主眼トス

二、問 我連隊ノ軍旗拜受ノ日

答 明治三十一年三月二十四日

勅語 歩兵第二十九連隊ノ為メ軍旗一旒ヲ授ク、汝軍人等協心同力シテ益々威武ヲ宣揚シ、我帝國ヲ保護セヨ

奉答

敬テ明勅ヲ奉ス、臣等死力ヲ尽シ、誓テ國家ヲ保護セン

【資料六】第六中隊・内務班指導ノ着眼（昭和一〇年）

昭和十年内務指導ノ着眼

第六中隊

一、皇道ノ理解ヲ徹底セヨ

皇道トハ吾人ノ血液ニ流レ通シテ居ル誠ノ道テアツテ、自己ノ本分ニ魂ヲ打込テ命懸ケニテ実行スレハ、自然ニ悟レルモノナリ

二、教育ハ総テ口舌ヲ排シ実行ニ努メヨ

常ニ堅実ニシテ実行力ニ富ム幹部ヲラントスル心懸ケヲ忘ルヘカラス、即チ上官ノ意図ヲ充分ニ了得シ、理窟ヲ言ハス、一意与ヘラレタル職責遂行ニ邁進シ、万難ヲ排シテ任務ヲ達成シ、中隊長ノ意図ノ貫徹ニ努ムヘシ

三、中隊ノ團結ヲ鞏固ニセヨ

我カ皇軍ニ於ケル中心ハ畏クモ<sup>〔平出〕</sup>大元帥陛下ニ在シマスハ申スニ及ハス、連隊ノ中心ハ連隊長、中隊ノ中心ハ中隊長ナリ、而シテ軍隊ハ此ノ中心ニ向ヒ鞏固ナル團結ヲ形成セサルヘカラス、此ノ鞏固ナル團

結ヲ形成スル為最モ重要ナル活躍ヲ要スルモノハ中隊附將校准士官下士官ナリ、宜シク自重シ無限ノ力ヲ發揮スルヲ要ス

四、中隊ハ修養ノ道場ナルコトヲ理解セシメヨ

千辛万苦ニ打勝ツ心ト肉体ノ修養ニ努メ、体力・気力ヲ旺盛ニシ、以テ誠ノ真剣味ヲ發揮スレハ、何事ニモ勝チ得ル信念ヲ旺盛ニシ、耐堪ト努力ノ兵タラシムルヲ要ス

五、下意上達・上意下達ノ徹底ヲ期スヘシ

下情ヲ知り、上意ヲ知り、以テ肯綮ニ当ル適切ナル指導ニヨリ、始メテ中隊ノ価値ノ刷新向上ヲ期シ得ヘシ、之カ勵行ヲ望ム

六、徒ニ職域尊重ニ偏シ、部下ノ指導監督ヲ忽ニスヘカラス

各自其職責ニ忠ナルヘキハ勿論ナルモ、上官ハ徒ニ職責尊重ニ偏シテ、部下ノ指導監督ヲ忽ニスルカ如キコトアルヘカラス

七、信賞必罰ヲ勵行スヘシ

信賞必罰ノ勵行ハ軍紀維持ノ要道タリ、賞讃スヘキ事項ニシテ事小且単ナルカ故ニ閑却セラレアルノ事実ナキヤ、信実ノ意味ニ於テ最モ重大ナル人事ノ取扱ニ就テ、公平無私正確ヲ欠クコトナキヤ等、須ラク省察ヲ要スヘキモノ、又事ノ小ナル所以ヲ以テ当然罰スヘキヲ看過シ、若クハ之ヲ形式的制裁ニ止ムルカ如キナキヤ、要ハ徒ニ之ヲ重厚ナラシメ、又ハ倭敵ヲ望ムニアラス、小悪ナリトシテ無意義ニ之ヲ看過シ、又小善ナリトシテ之ヲ放置スルコトナク、事ノ性質ト動機トヲ正察シテ其結果ノ及ホスヘキ影響ヲ考慮シ、真ニ公明正確ヲ期スルニアリ、教育上保護ヲ要スル兵ニ対シテハ懇篤ナル指導スルヲ要ス

八、公私ニ互ル因襲ノ弊風ヲ除クヘシ

不知不識ノ間ニ苟安ヲ貪リ、消極ニ流レ、退嬰ニ陥ルノ傾向ナキヤ事勿レ主義ニ墮リ、或ハ放漫ニ流ル、事ナキヤ等常時精細ニ省察シ、弊風ノ因テ来ル源泉ヲ探求シ、根本的改善ヲ加フルノ意気ヲ以テ事ニ膺ランコトヲ望ム

九、高邁ナル士風ヲ涵養スヘシ

幹部ハ高邁ナル士風ヲ把持シ、質実剛健ノ風ヲ養ヒ、礼儀ヲ重シシ、

恬淡率直ノ氣風ヲ養成スルコトヲ切望ス

十、不言実行ヲ主トシ、且注意ノ周密ヲ期スヘシ

吾人ノ職トスル所ハ実行ヲ旨トシ、速決速行現実ノ効果ヲ収ムルニ凡ソ実行ヲ求ムルノ捷徑ハ、上級者自ラ範ヲ垂レ、下級者ヲシテ之ニ準ハシムルニ在リ、此点ニ関シ特ニ諸官ノ留意ヲ望ム

十一、実行報告ノ励行

実行報告トハ一言ニシテ云ヘハ、「自分ガ実行セシ事ヲ之ヲ関係アル

人ニ報告スル」ノ意ナリ、但シ実行ニアラスシテ、或ハ状況ヲ報告スルモ広イ意味ニ於ケル実行報告ナリ、又下ヨリ上ヘ、上ヨリ下ヘ、横

ニ向ツテスル実行通報ヲ包含シアリ  
具体的ニ述フレハ次ノ如シ

1、命令ヲ実行シタト云フコト及実行ノ状況並其結果

2、命令ニアラストモ実行スヘク定メアルコト

3、自発的ニ実行セシコト

4、知り得タル状況（必要ナルコトノミ）

5、実行セントスルコト

如上実行報告ハ単ニ軍人ノミナラス、一般国民トシテモ亦大イニ有益必要ニシテ、殊ニ現下責任觀念ノ欠如セル状況ニ於テ、大ニ其必要ヲ感ス

十二、各自ノ手簿並ニ業務手簿ヲ備ヘ、業務整備及自評等ノ記入スヘシ

諸事積極的ニシテ、且徹底ナルヘク之レカ為自分ノ実施セシコトニ自評ヲ加ヘ改善ノ資トシ、一面交代時ノ引継等ノ用ニ供スヘシ

十三、服務上法規訓示等ニ根拠ヲ求メテ処理スヘシ

事ヲ処スルニハ先ツ諸條規ヲ研究シ、徒ニ前例ヲ踏襲スルコトナク、確固タル信念ヲ以テ処理スルコトニ注意ヲ要ス

十四、明ルキ内務班タラシムヘシ

軍隊ヲ統率シ之ヲシテ戦勝ヲ得ルニハ、先ツ精神的融合スル「明ルキ内務班」ニ基礎ヲツクルコトニ著意スルヲ必要トス

十五、物ヲ節約愛護スルノ精神ヲ向上セヨ

此ノ精神ニ欠クル時ハ物ヲ粗末ニ取扱ヒ濫費シ、之レヲ活用スル能ハスシテ、物本来具有ノ性能ヲモ殺スニ至ルノミナラス、自己ノ精神亦之ガ為ニ害セラル、コト大ナリ、恐ルヘシ、慎シムヘシ、宜シク兵器ヲ尊重スルカ如ク左記モノヲモ尊重スヘシ

1、水ノ節約

2、食事ヲ丁寧ニ取扱ヘ

3、陣営具、練習用具、私物ヲ大切ニセヨ

4、建物ヲ保護セヨ

十六、礼儀ノ精神ヲ拡張セヨ

礼儀ノ正シク行ハル、中隊ハ、中隊ノ基礎鞏固ナリ、礼儀ノ極致ハ彼我ノ融合（秩序厳正）帰一ナルコトヲ思ヒ、敬礼ノ間ニ我アルヘカラス、各人宜シク此ノ精神ニヨリ敬礼ヲ行フヘシ、此精神ハ単ニ敬礼ノ際ノミナラス、普ク推シ拡ムルヲ要ス、即チ他人ニ不快ヲ与ヘサル様万事ニ氣ヲツクヘシ

十七

先ツ中隊内ノ時計ハ週番下士官（私物ハ各人）之ヲ規正シ、常ニ正確□之所ノ時計ニ正合セシメ、且時間ヲ守ラサルハ之ヨリ大ナル罪ナキモノト心掛クヘシ、尚私物モ中隊備付ノ時計常ニ一秒モ違ハサム如ク工夫ヲ凝ラシ、衆心一致ノ心ヲ養、中隊同居ノ基礎トナスヘシ

【資料七】 各個教練教育ニ関スル指示

④(本部) 各個教練教育ニ関スル指示 中隊長

一、各個教練ノ目的

訓練ヲ重ネテ諸制式ニ熟スルト同時ニ、軍人精神ヲ鍛ヒ、軍紀ヲ練リ、部隊教練ノ確乎タル基礎ヲ作り、故ニ制式ヲ上手ニ行フ兵トナルヨリモ心ノ底カラ指揮官ノ号令ニ服従シテ、悦ヒ勇シテ軍務ニ勉勵スル人格ノ兵トナルト云フ心懸テ教練ヲ行ハネハナラン

心得ヘキ要点

1、軍人ノ自覚

皇室中心主義タル国家主義ヲ奉シ、其ノ本分タル忠節ヲ尽スコト

2、軍人精神

忠節ヲ尽スタメニハ、一身一家ヲ顧ミサル人格

3、服従

服従ノ道ヲ守リ、規律ヲ正シクシ、且協同シテ軍務ニ努力スルコト

二、各課目ノ目的及心得ヘキ要点

1、不動ノ姿勢

イ、衆心一致ノ心ヲ養ヒ、団結心ノ固キ軍人ヲ作ルノテアル

ロ、軍人カ諸動作ヲ起ス基本ノ姿勢テアルカラ、忠節ヲ尽スト云フ心カ満チテ居リ、形ハ厳シイカ然シ肅カナ上品ノ所カナケレハナラヌ

ハ、最主要ナル教練テアル

衆心一致ノ心ニハ、上官ノ号令・命令ハ水火ヲモ辞セヌト云フ意氣込カアリ、上官ノ命令ハ<sup>(圖字)</sup>陛下ノ命令ト心得、絶対服従ヲ為スト云フ形カ現ハレ指揮官ト部下ノ間ニ心ノ連絡カアルコトテアル、指揮官ハ部下ニ、兵ハ指揮官ニ氣ヲ付ケ、互ニ結ヒ付キ、一体トナルコトテアル

其後ノ号令テ動作ヲ間違タリ熟ノナイ動作ヲシタリスルノハ最良クナイ

2、休メ

イ、精神及体力ニ余裕ヲ養ヒ置キ、爾後ノ動作ヲ為ス時ハ完全無欠ノ動作ヲ為シ得ルノテアル

談話ヲ許可サレテモ時ト場合トヲ考ヘ、放縱ニ流レテハナラヌ、又談話ハ濫リニ許可サル、モノテハナイ

三、右(左)向、半右(左)向、後向

イ、戦争ニ直接必要ハナイカ、軍隊運用ノ為ニ用フル場合ニ多イ動作テアル

ロ、訓練スル事カ少イカラ其ノ方法ハ拙テアツテモ止ムヲ得ヌカ、然シ服従心ノ発露トシテ動作ノ実施ニハ氣勢カ欠ケテハナラヌ、又

角度ハ正シクナケレハナラヌ

四、担銃

イ、前進ノ為ノ附帶動作テアル

ロ、担ヒタル形カ正確ナルコトカ肝要テアル、即チ銃身カ卸ノ線ト平行ナルコト床尾ノ鑲カ体ヨリハ一握程離スコト

槓ノ高サヲ概ネ第一・第二釦ノ中央ニスルコト  
上膊ハ輕ク体ニ接スルコト  
床尾ノ握リ方ヲ正シクスルコト

担銃ノ速度ハ迅速ニシテ正確ナルコト

五、立銃

イ、停止ノ際ニ於ケル附帶動作テアル

ロ、動作後ノ不動ノ姿勢カ完全テアルコトカ大切テアル  
ハ、立銃ノ動作熟練スルニ從ヒ迅速ナルヲ可トス

六、著劍

イ、突撃ノ準備動作ナルヲ以テ迅速ニ、且ツ正確ニ著ケ得ネハナラヌ

ロ、停止行進夜間各種姿勢及地形ニテ出来得ネハナラヌ

七、脱劍

イ、戦斗終局ニテ脱スル場合アルモ、必スシモ戦斗ノ終リタル時ニ行フ動作トモ限ラヌ、輕視スヘキモノテナイ

八、彈藥ノ装填

イ、戦斗ノ準備動作ナリ、故ニ之ニ習熟シテ迅速ニシテ而モ確實ニ出来得ネハナラヌ

ロ、色々ノ姿勢テ昼テモ夜テモ出来ネハナラヌ、又時トシテハ行進間モ行フコトカアル

ハ、遊底ヲ開ク為ニ槓ノ握ル時カラ、装填ヲ終リ彈藥盒ノ留皮ヲ掛ケ終ル迄カ大切ナル部分テアル

九、彈藥ノ抽出

イ、抽出シタル彈丸ハ總テ使フノテアルト云フ考カナクテハナラヌ

ロ、残弾ナキ如ク検査スルハ危険予防上特ニ必要テアル  
ハ、引鉄ヲ実包カ装填シアルト同様ニ圧スルコトハ、射撃術ノ進歩ニ利アルノテアル

一〇、射撃姿勢

イ、敵ヲ制圧スル為兵各個力戦斗動作ニ習熟シ、自信力カ強大テアル事ハ攻撃精神充溢セル軍隊ヲ完成スル根定テアル

ロ、射撃姿勢ハ出来上リノ姿勢カ正シイ事カ絶対ノ要求テアル、故ニ若シ過失カ未熟ノタメ具合悪イ時ハ速ニ修正スヘキテアル

ハ、姿勢ノ取り方ノ如キハ大ナル問題ニナラヌカ、速イ方カ良イ

ニ、三姿勢カアルカ、其内敵情ト地形トニ応シテ、最射撃効力ノ大ナル姿勢ヲ選フヘキテアル、即チ戦況ヤ地形ヲ考ヘテ状況ニ適合セシメ得ルノ応用能力ヲ必要トスルノテアル

命中ノ効果ハ左ノ順序テアル

依托伏射

同 膝射

同 立射

伏射 膝射テモ伏射テモ射撃力出来ル時ハ伏射ヲ取ル  
立射 立射テモ膝射テモ射撃力出来ル時ハ膝射ヲ取ル

ホ、三姿勢ハ甲乙ナク習熟シテ居ラネハナラヌ  
ヘ、逆射ハ伏射、膝射、立射ノ如ク訓練ハ要シナイ

イ、逆射ニ関スル注意

飛行機ヲ射撃スルニハ逆射トハ限ラス、状況ニ依リ其他ノ姿勢ノ応用テ射撃シテモ宜シイノテアル

ロ、飛行方向ニ併行シテ、伏臥スルコトカ大切(頭ヲ飛行方向ニスル様ニ)テアル、之ハ照準面ノ飛行方向ニ一致セシムルニ必要テアルノテアル

ハ、据銃ヲ確實ニスル為左ノ事カ大切テアル  
体ヲ飛行方向ニ傾ク

左手ヲ以テ銃ヲ左側面ヨリ握ル(左手ヲ伸ハスト追跡照準カ容易テアル)

ニ、射撃速度ハ迅速テナクテハナラヌ

ホ、飛行機ノ飛行方向カ変ツタ時ハ自分ノ身体ヲ面シテ飛行方向ニ平行ス

ル如クセネハナラヌ

ヘ、逆射テ射撃ノ出来ル範圍ハ左ノ通りテアル

1、我ニ向ツテ来ル飛行機ニ対シ、仰角三乃至八十度以内、高度千メートル以下、直距離千二百米以内トス

2、横行スル飛行機ニ対シテハ飛行方向ニ対シテ射手カラ垂直線ヲ引キ、其ノ線ノ前後各々三十度(計六十度)ノ間テアル

ト、立射・膝射ニテ飛行機ヲ射撃スル場合ハ左ノ通トス

1、散兵壕内ニアリテ射撃スル時、2、逆射シ得サル斜面テ射撃スル時

右ノ場合ノ射撃スヘキ範圍ハ、逆射ノ時ニ於ケルト同シ

一一、速歩行進

イ、衆心一致ノ心ヲ養ヒ、団結ノ固キ軍隊ヲ作ル為ノ基礎動作テアル  
ロ、勇猛邁進ノ氣概アルヲ要ス(氣勢ノ充実)

ハ、最重要ナル課目テアル  
衆心一致ハ元来何ノ課目テモ養成ハ出来ルモノテアルカ、速歩カ一番之ノ養成ニ好都合ナノテアル、決シテ他ノ課目テハ出来ヌモノト思フテハナラヌ

衆心一致ノ養成ニ好都合ナル理由ハ次ノ通りテアル  
歩調ヲ整ヒ、他人ト一致セシメント努力スル精神ノ活動ヲ要スルカラテアル、即チ足音ニヨリ聴神經ヲ刺戟シ、歩ヲ整ヘント努力シ前後左右ノ者ニ注意シテ視神經ニヨリ位置ノ適否ヲ判別シ、正位ニ就カント努力スル、即チ他人ト一体タラントシテ心氣融合シ、協同一致ノ精神ヲ培養シ得ルノテアル

以上ノ如クテアルカラ、外形上左ノ点ニ注意ヲ要スルノテアル

1、衆心一致ノタメ 歩幅及速度ヲ一樣ニス

2、勇猛邁進ノ 踏著ヲ確實ニス

3、氣勢ヲ示スタメ 股ノ進出ヲ活発ニス

4、直進スルコト 上体ヲ厳正ニ保ツ

5、直進スルコト 銃ノ担方ヲ正確ニス

6、直進スルコト 直進スルコト

一二、駈足

長時間駆足ノ続クコトカ大切テアル、即チ持久力ノアルコトカ大切テアル

一三、突撃

イ、敵ヲ破挫シ戦斗ニ最終ノ決ヲ与フルモノテアルカラ、之ニ習熟シ自信力ヲ強大ニスルヲ要スルモノテアル  
 ロ、氣勢ノ充溢力最肝要テアル、夫レ故ニ次ノ事力必要テアル

衝突力ヲ強大ニスル為、迅速ナル歩度ニテ突入ス  
 氣勢ヲ盛ニスル為、猛烈ナル喊聲ヲ出ス  
 刺突ノ準備、敵前ニテ両手ニ銃ヲ持ツ

終

【資料八】教育年度始ニ於ケル大隊長要求事項（昭和八年一月二一日）

教育年度始ニ於ケル大隊長要求事項 昭和八、一、二一 第一一大隊

一、教育ニ就テ

1、戦闘教練並陣中勤務ノ教育ニ当リテハ、必ス実施ニ先チ現地ニ就キ十分研究ヲ遂ケ、確固タル腹案ノ下ニ実施スヘシ  
 之カ準備ノタメ要セシ時間ハ、其成果ヨリ見テ十分償ハルヘキモノト信ス

2、教育ハ徒ニ長時間ニ亘ル時ハ、却テ被教育ニ倦怠ノ念ヲ生セシムルモノナルヲ以テ、寧ロ時間ヲ短少ニシ、被教育者ノ勞ヲ少クシ、而シテモ能率ノ向上ヲ図ラサルヘカラス、之カ為一旦教育ニ着手スルヤ教育者モ被教育者モ一意専心全腹ノ力ヲ之ニ傾注スルコト肝要ナリ要ハ優柔不断ヲ避ケ、克ク働キ、好ク休マシムル如ク計画実施スヘシ

3、本年度ノ助教・助手ハ一般ニ教育ニ経験少キヲ以テ、教官ハ事毎ニ自己ノ信スル処ヲ明確ニ示シ、助教以下ヲシテ不安ノ裡ニ動作セシメサルコトニ深く留意スヘシ  
 即チ兵ヲシテ動作ノ善悪ヲ直チニ悟ラシムル如ク、予メ暗示ヲ与ヘ、以テ所信ヲ断行セシムル如ク指導スヘシ

二、衛生ニ就テ

兵ノ健康状態ニ深く注意シ、若シ顔色其他動作等ニツキ変リアル時ハ、直チニ受診セシムヘシ  
 特ニ初年兵ハ遠慮シテ、自己ノ不健康ヲ隠蔽スルモノナルヲ以テ、教官及助教・助手ハ此点ニ深く注意スヘシ

三、軍紀風紀ニ就テ

現今ニ於テハ私的制裁等ハ根絶セラレタルモノトハ信スルモ、尚洗面所、入浴場、炊事場等ニ於ケル兵ノ動靜ニ注意シ、若シ之ヲ認メタル場合ニ於テハ、其所屬中隊ノ何レヲ問ハス、順序ヲ經テ直チニ報告スヘシ

配布区分

助教・助手以上

歩兵第二十九連隊第六中隊 (渡部)

【表二】連隊長指示ニ基ク対策ノタメノ指示（昭和八年一月二一日）

科 術	指示事項	基礎		立案ノ期 十一月二十一日 連隊長指示事項ヲ昭和八年度ニ於ケル中隊ノ成績ニ鑑ミ之カ対策ヲ講シ、以テ之カ実行、実績ノ向上ヲ期ス（日常特ニ留意ヲ要スヘキ点ニ就キ述フ）
		精密ニシテ必中 期スル射撃	再三同一ノ講評ヲ受ケ	
射 撃	第一回競技会 第八位 輕機関銃ノ成績頗ル不良ナリ	第一回競技会 第六位	諸業務ノタメ機会教育ニ依リ補ヒ 来リシモ十分ト認メ難シ	一、十二月中分隊教練ヲ実施シ、先ツ此ノ点ノ徹底ヲ期シ、次テ教練時絶エス注意ヲナシ、実施ノ確實ヲ期ス 二、諸工務兵、特業者ハ毎朝中隊會前ニ集合シ、週番下士官ノ指示ヲ受ケ、先任者ノ引率ヲ以テ其ノ場所ニ至ル、中隊長（不在ノ時ハ他ノ幹部）之ニ立會フ、帰途モ必ス引率ニ依ル引率者ハ特ニ其ノ引率ノ確實ヲ期スヘシ 三、衛兵服務時ハ従来ニ同シ
劍 術	第一回競技会 第八位	第一回競技会 第六位	諸業務ノタメ機会教育ニ依リ補ヒ 来リシモ十分ト認メ難シ	一、敵ヲ圧倒シ飽ク迄斃サントスルノ意氣ニ欠クルモノアリ、特ニ体軀長大ナルモノニ其ノ弊多キヲ認ム、実施方法ハ従前ノ通トス 二、衛兵服務時ハ従来ニ同シ
密 集	第一回競技会 第八位	第一回競技会 第六位	諸業務ノタメ機会教育ニ依リ補ヒ 来リシモ十分ト認メ難シ	一、実施方法ハ従前ノ通トス、但シ一点照準ノ点検ヲナシ、個人教育ヲ徹底、輕機関銃ノ一点照準点検ノ励行 二、如何ナル場合ニモ整々諸法式ヲ確實ニ行フコトヲ絶エス留意

生 衛	務 内						体 操	
胸膜炎・結核ノ防 止・特ニ寒感冒 者・花柳患者ノ 絶無	共同使用ノ場所ニ 於ケル規律節制	金銭ノ節約、飲 酒、喫煙ニ就テ、 二年兵トナリタル 後ニ於テ新ニ嗜ム モノナキヤ	官物ノ尊重節約	私的制裁ノ根絶	個性調査	日常見聞事項 ノ資料トスルコト	時局ノ認識	体 操
一、胸膜炎患者 下士官一 兵 四 (内ニ疾病除隊)	一、洗面所ノ放水ヲ認メツ、 止メサルカ如キ 三、便所手洗ナキモ、補充 ノ途ヲ講セサル如キ 四、便所用下駄ノ整頓ノ如キ 五、酒保ニ於ケル容儀 幹部ノ留意モ十分ト認メ難シ	未タ其ノ実蹟ノ向上 十分ナラサリキ、殊ニ進テ行ハ ントスル念慮ニ乏シ 一、洗濯物ヲ拾ハサルカ如キ 二、洗面所ノ放水ヲ認メツ、 止メサルカ如キ 三、便所手洗ナキモ、補充 ノ途ヲ講セサル如キ 四、便所用下駄ノ整頓ノ如キ 五、酒保ニ於ケル容儀 幹部ノ留意モ十分ト認メ難シ	一般ニ不十分、殊ニ「窓カラス」 ノ破損稍多シ 電灯節約ノ念乏シ 残飯ノ整理不十分	第一期間ニ於テ相当件数アリ	一、不測ノ連絡ヲ一層励行スルト共ニ、中隊外ニ於ケル服務者ニ 対スル考慮ヲ一層綿密ニスルヲ要ス	一、一層励行スルト共ニ記録シ置キ、将来ノ資料タラシムベシ	新聞記事ノ利用ハ要求シアリタル モ、未タ十分ト認メ難シ	捺控患者絶エス、而シテ身体軽捷 ナラス、体操ノ技術未熟者ニ多シ
二、花柳病 常患再発 一 新患一 三、バラチフス 四 四、感冒 二月ニ於テ約二〇名	一、兵ノ健康状態ニ就キテハ日常特ニ留意スヘシ (喫食就寝ノ状 況)	一、勤務者ノミナラス、不断ノ指導ニ因シ、一層ノ精勵ノ要ナナ リ、又内務班長ハ時々酒保ニ至リテ其ノ景況ヲ視察スヘシ 猶 一般内務指導時ニ於テ関連シテ徹底ヲ期スヘシ	一、幹部ノ率先垂範、勤務者ノ精勵努力、特ニ不断ノ教育ニ依リ 国家経済ニ及ホス所甚大ナルヲ肝銘セシムヘシ	一、個人教育ヲ徹底シ、誤レル義憤行為ナキコトニ十分留意、 本事項ニ関シテハ更ニ詳細ノ対策ヲ講ゼン	一、不断ノ連絡ヲ一層励行スルト共ニ、中隊外ニ於ケル服務者ニ 対スル考慮ヲ一層綿密ニスルヲ要ス	一、常ニ機会ヲ求めテ教育シ、又個人ノ武勲、特ニ中隊出身者ノ 美談ハ必ス之ヲ徹底セシムヘシ、之カ為メ水統帥ナルヲ要ス 二、一層励行スルト共ニ記録シ置キ将来ノ資料タラシムベシ	一、新聞記事ニ依リ常ニ認識ヲ新ニシ、以テ中隊長訓話時ノ準備 ヲナス 二、戦友、我が家、つはもの、訓練等ノ購読ノ景況ニ留意	一、教練、剣術ノ前後ニ励行スル外、特ニ雨雪天候ノ場合ニ於テ 励行ヲ期スヘシ

考 備	初年兵入隊時調査事項一覽表				昭 和 九、一、二、三 歩 二 九
一、内務ニ関スル事項ハ彼此相關連シアルヲ以テ、指導ニ際シ特ニ留意スヘシ 二、本表外前年度ニ於ケル事故左記ノ如シ 1、休暇帰省シ帰省時刻ニ遅ル 2、命令受領ヲ誤ル (遇番下士官：伍長勤務上等兵) 3、外出先ニ於テ欠礼 特ニ左右上下ノ連絡ヲ密ニスルコト	区分	種 類	百分比	適 用	一、入管時ノ服装大別次ノ 如シ (百分比) 軍服 八 青訓服 二七 三五名 其ノ他 六五名 二、次ニ履物及シャツニ就イ テハ次ノ特徴ヲ認メラル 靴 約半数 メリヤスシャツ 約八割
帽 子	軍 帽 青 訓 帽 其ノ 他	二 八 六 四 内 八・無帽	八 八 八		
衣 服	軍 服 青 訓 服 和 服	二 七 五 二 一 三	八 八 八		
シヤツツ	メリヤス 和服用ジユパン	七 八 一 二	八 二		
履 物	軍 靴 下 靴 駄 靴	四 〇 五 三 五	五 三 五	殆ント腕巻時計 四名アリ	
主ナル 携行品	時計所持者 御 守 理 髮 具 (安全剃刀)	五 〇 五 五	五 五 五		
兵食喫食 状 態	食 餌 全食 同 半食	七 五 二 五	五 五	入隊後三日間ノ調査	
金 銭	携行 最高 最低 入隊後貯金 (一人平均) 同自己所持 (二人平均)	七 二 四 五 〇 〇 五 〇 〇 六 四 四 一 〇 二 四 九 一 〇	八 八 八	銭別 一人平均 一 三 四 八 四 〇 八、二 〇 〇 「参考」兵給料ハ一ヶ月五 四 五 〇 〇 (三回ニ支給)	
備考	一、入隊人員 七 二 九 名 二、在郷軍人ハ勿論青訓青年団ヲ初メ国民ノ服装準調化問題ハ強調セラレツ、アリ、日常ノ活動ニ直接影 響シ青訓服ノ如キ経済上モ有利ナルノミナラス、国防資源国家総動員時等ヲ予想セハ、其ノ重要性ハ 益々大ナリ 三、将来除隊兵ニ対シ在隊間ノ節約ヲ奨励シテ軍服ヲ整ヘシムルノ着意ヲ必要トセン				





若松衛戍勤務細則目次

- 第一章 総則
- 第二章 衛戍衛兵・衛戍巡察・暗号
- 第三章 災害又ハ非常ニ際スル処置
- 第四章 雑則

若松衛戍勤務規則

第一章 総則

第一条 若松衛戍地ニ於ケル衛戍勤務ハ、衛戍条例及衛戍勤務令ニ拠ル外、本規則ニ拠リテ之ヲ行フ

第二条 若松衛戍地ト称スルハ、附図ニ示ス区域ヲ云フ

第三条 衛戍副官退官後ハ、歩兵第二十九連隊週番司令其ノ事務ヲ執行スルモノトス

第四条 若松衛戍地日課時限左ノ通定ム

消灯	起床	月別	
		区分	月別
午後八時三十分	午前六時三十分	二月	十二、一、
	午前六時	三月	三月
午後九時	午前五時三十分	四月	四月
	午前五時	五、六月	五、六月、七、八月
午後八時三十分	午前六時三十分	九月	九月、十月
	午前六時	十一月	十一月

第二章 衛戍衛兵、衛戍巡察、暗号

第五条 衛戍衛兵ハ日常之ヲ編成セス、必要ニ際シテ之ヲ定ム

第六条 衛戍巡察ハ歩兵隊ノ佐尉官及特務曹長ヲ以テ之ニ充ツ

第七条 第一種巡察割ハ必要ニ応シ之ヲ示達ス

第八条 第二種巡察ハ主トシテ公園其他雑閑ノ地及軍人ノ群衆スル地ヲ巡視セシムルモノニシテ、通常歩兵第二十九連隊週番司令ニ於テ、軍隊

内務書第五百第三ニ依リ是ヲ命スルモノトス

第九条 衛戍巡察服務者ハ巡視中犯則者アル時ハ、其顛末ヲ詳細ニ記載シ、又将来必要ト認ムル事項ハ其都度衛戍司令官ニ報告スヘシ

第十条 衛戍巡察ハ脚絆ヲ穿チ、又ハ長靴ヲ用フヘシ、且ツ必要ニ応シ下士兵卒ヲ随行スルコトヲ得、然ル時ハ衛兵ノ服装（背囊ヲ除ク）ニ同

シ

第十一条 暗号及之ヲ用ユル時機並伝達方法ハ、使用スルノ必要アル時臨時之

ヲ定ム

第三章 災害又ハ非常ニ際スル処置

第十三条 軍人・軍属ニシテ衛戍地内ノ災害又ハ非常ヲ発見、若クハ聞知シタル時ハ速カニ最寄屯在部隊ニ通報スヘシ

第十三条 非常及所屬部隊並其附近ニ火災等アルヲ知得シタル軍人・軍属ハ、速カニ所屬部隊ニ集合スヘシ

但シ、現ニ災害又ハ非常ニ遭遇シツツアルモノハ此ノ限ニアラス

第十四条 歩兵第二十九連隊週番司令ハ、成ルヘク速カニ非常及災害ノ現況ヲ

視察セシメ、之ヲ衛戍司令官ニ報告スヘシ

第十五条 非常若クハ災害ニ於ケル部署ハ、各部隊当時現在セル高級先任者ニ

於テ、直チニ処理スヘシ

第十六条 非常ニ際シテハ、各部隊ハ速カニ命令受領者ヲ歩兵第二十九連隊本

部前ニ出スヘシ

第十七条 各部隊ハ火災ニ対スル処置ヲ規定シ置クヘシ

第十八条 各部隊附將校・同相当官並營外居住者ノ家宅、若クハ其ノ附近ニ災

害アル時ハ、歩兵第二十九連隊ニ於テ適応ノ兵員ヲ派遣救援スルコトヲ得

第十九条 若松市及附近、特ニ官衛公署ノ災害ニ際シ、状況之ヲ要スレハ、歩

兵第二十九連隊之ヲ救助及警戒ニ任スヘシ

但シ、火災ノ際類焼予防ノ為、未タ火災ニ罹ラサル家ヲ破毀スルヲ

要スル時ト雖、市長又ハ警察署長ノ請求アルニアラサレハ、之ニ著

手スヘカラス

第二十条 非常ノ警備ハ歩兵第二十九連隊之ニ任シ、衛戍司令官隨時之ヲ定ム

第四章 雑則

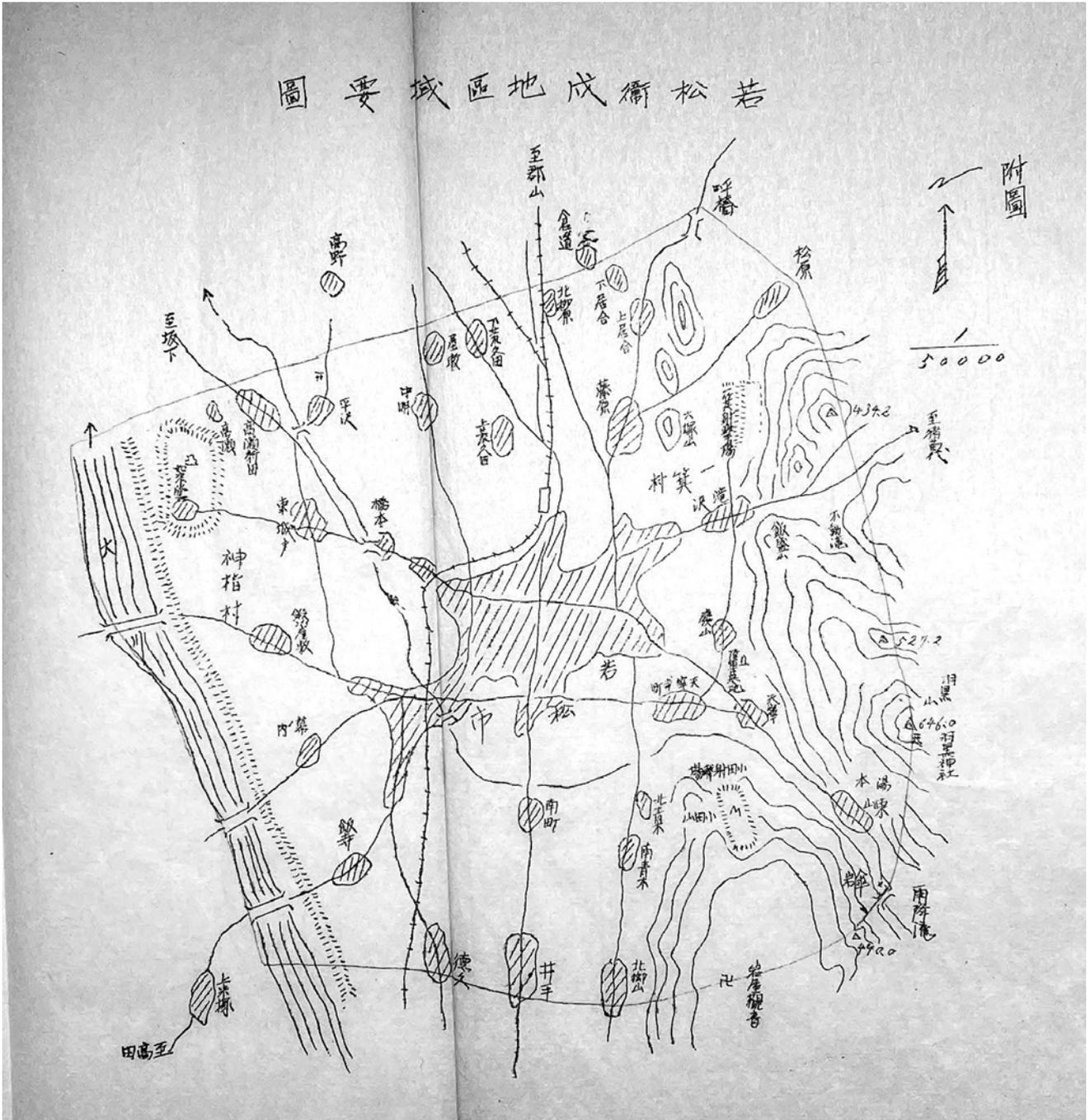
第二十一条 各部隊ニ服務スル軍人・軍属ハ、公務ノ外所屬部隊長（連隊内ニ於

ケル大中銃隊長、副官）ノ許可ナク衛戍地外ニ出ツルヲ禁ス

第二十二条 各部隊ハ營外居住將校以下ノ住所ヲ取纏メ報告スヘシ

但シ、移転ノ際ハ其都度報告スルモノトス

若松衛成地區要圖



【附圖】